

兵庫県公報

令和5年9月26日 火曜日 第451号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施（地域産業立地課）	1
○ 保安林の指定の解除予定（治山課）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	2

告 示

兵庫県告示第975号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階 「福」

3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html）に掲載。または、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、兵庫県ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ 写真 1枚

縦6センチメートル、横4センチメートルのサイズのものとし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

令和5年10月2日（月）から同月17日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和5年10月17日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

(4) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、または受験手数料7,600円を電子納付すること。電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

令和5年11月30日（木）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000003.html）に掲載。

6 受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班
電話（078）341-7711 内線2245



兵庫県告示第976号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 解除予定保安林の所在場所

宝塚市川面字長尾山15の987（次の図に示す部分に限る。）、15の989、15の990

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農林水産部治山課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第977号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年9月26日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
兵庫県 10トン未満船	小型いか釣り漁業	兵庫県日本海海面	1月1日から 12月31日まで	定めなし	5トン以上 10トン未満	1隻	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年9月26日から同年10月26日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

許可の日から令和7年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することができる。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。

イ 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。

ウ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかか

わらず18灯を超えて取りつけてはならない。

別記 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者

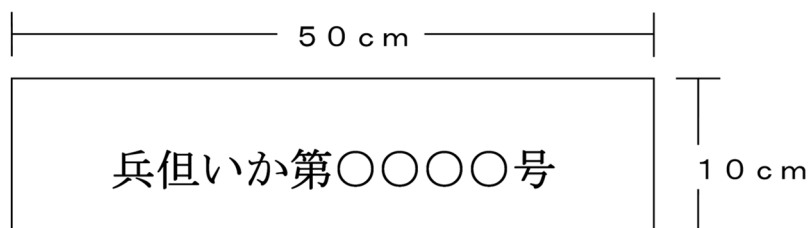
- 1 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町及び同郡竹野町）
- 2 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- 3 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別表

（集魚に使用する光力の制限）

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線 （東経134度31.04分の線） 以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線 （東経134度31.04分の線） 以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。